

問区—① (行政機関からの受託事業等)

行政機関から受託した事業(指定管理者含む)は、公益目的事業と認められますか。また、営利企業も参加する一般競争入札等を経て受託した事業は、公益目的事業と認められないですか。

答

- 1 行政機関からの受託事業であっても、単純な業務委託もあり、それだけで直ちに公益目的事業ということにはなりません。逆に、営利企業も参加する一般競争入札等を経ていても、一般競争入札等であることのみをもって直ちに公益目的事業としないということもありません。
- 2 行政機関からの受託か否かを問わず、営利企業と競合しているような事業の場合であっても、例えば、通常の営利企業では採算割れする等の理由で提供しないサービスのように、その法人の事業がなければ、社会的弱者等がサービスを利用することが困難となるような場合は、一般的に公益性が高いと考えられます。
- 3 公益目的事業か否かについては、
A 認定法別表各号のいずれかに該当するかという点と、
B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとなっているかという点を公益認定等委員会で判断することとなります。(申請者側において、どのような点を記載すればよいのかは、ホームページに「公益目的事業のチェックポイント」を掲載していますのでご参照ください。)

(考え方) 従来は行政機関が直接実施していた事業であっても、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するため、いわゆる「市場化テスト」が実施され、行政機関から委託された公益法人について過去に見直した際にも、官民の役割分担や規制改革の推進を基本的な考えとして改革が行われたところです。

さらに、認定法と同時に成立した整備法においても、法令に基づく事業を定めた個別法にある「民法第34条の規定により設立された法人」との規定を「公益社団法人又は(及び)公益財団法人」と改正するのではなく、原則として「一般社団法人又は(及び)一般財団法人」と改正していますように、法令に基づく事業であるからと言って直ちに公益目的事業という前提ではありません。

行政機関からの受託事業については、こうした諸般の改革や法律の整理の趣旨とも整合性をもって考える必要があり、行政機関からの受託だからと言って直ちに公益目

的事业となるということはありません。

(補足1) 公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問Ⅷ-1-①をご参照ください。

(補足2) 法人として、その事業を通じて社会にどのように貢献しようとしているのか、そのためにどのような工夫をしているかを説明していただくこととなります。

(補足3) 営利企業が行う事業と競合する場合、そのことのみをもって不認定とするものではありませんが、

ア 収支相償等の認定基準を満たさない(例えば、人件費等について不相当に高い支出が費用として計上され、費用が適正な範囲ではない)。

イ 別表各号への該当性が疑わしい(営利企業の行う事業との違いが見あたらないと判断する場合、認定法第2条の別表各号に該当しないと判断する余地があります)。

といった状態になっている可能性がありますので、これらの点について説明していただくこととなります。

(参照条文) 公益法人認定法第2条第4号、別表

(参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」) P39、別紙